

質問第二号

医師、歯科医師、薬剤師の専門的職域区分の明確化等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月二十七日

浅岡信夫

参議院議長 佐藤 尚武殿

医師、齒科医師、薬剤師の専門的職域区分の明確化等に関する質問主意書

連合軍総司令部の招請により昭和二十四年七月来日した米國薬剤師協會使節団が一ヶ月に亘り我國医薬業の実情を具さに視察調査し、作成した極めて詳細且つ龐大な報告書並びに勧告書は、マ元師の承認を経て、昨年九月十三日厚生省並びに日本医師会、日本齒科医師会、日本薬剤師協會の三団体に手交された。

この報告書を仔細に検討するに、單に我國の藥學、藥業の改善向上を計るだけではなく、實にこの改善を通じ、公衆の衛生福祉の増進を促し、公衆に「良き医療」を享受せしめようとする崇高な精神が一貫して流れていることを感得する。即ち、この報告書によつて勧告せられた事項を最も速かに実行することが、公衆に対し憲法第二十五條において宣言した文化的、健康的生活を現實に保障する所以であると信ずる。

勧告書の最重要点は藥品に関する教育を受けず従つてその智識並びに技術を欠くところの医師が調剤し投藥する現状を非とするものであつて、高度に進歩した今日の醫學と藥學は何人と雖も同一人でもつて習得できるものでなく、医師は診療に専念し、薬剤師は専門の智識と技術によつて良い藥を調剤して初めて医療の科学的完全が期せられることを強調している總司令部保健福祉部長サムス准將は多年に亘る、この医薬分業問題を、医、齒、藥三団体の幹部から成る三志会によつて解決すべく懇切なる指導と盡力を與へているが、去る一月九日三志会の席上においてサムス准將は「日本では医師は藥を売り、齒科医師は、齒科材料を売り、薬剤師は売藥を売る商人に過ぎない。各職能人は宜しくその技術をもつて真に公衆衛生に貢獻

する本来の姿に速かに立帰り、国民の尊敬を得る様にしなければならぬ。』と指示している。

ついては、この報告書に關し、次の諸点について政府の率直なる所見を伺いたい。

一、勸告によれば、医、齒、藥は分離することにより公衆に「良き医療」を享受せしめ得ると解されるが、政府の所見はどうであるか。

二、勸告によれば医藥の分離は、法律的手段をもつてその実行を促すべきであるといっているが、その法律的手段とは具体的に如何なる措置を指すのか、政府の所見を伺いたい。

又その措置はいつ講ずる方針であるか率直な回答を願いたい。